

1 令和5年2月24日 金曜日

官 報

(号外第38号) (2分冊の1)

明治
三十五年三月三十日
郵便物認可日



(号外)
独立行政法人国立印刷局

○農林水産省令第十号
植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年二月二十四日

農林水産大臣 野村哲郎

省 令

植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
 第一 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表一(第九条関係)

地 域	植 物	備考 (対象とする 検疫有害動植物)	改 正 後
一 (略)	アキニ、アコカンテラ・オッポシ ティフオリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド(付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く)、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンティロアエ、アンティデス マ・ウエノスマ、ウイクストロエミ ア・フイリレイフオリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カベンシス、オクシアンツス・ ザンダエバリクス、オビリア・アメ ンタケア、オリーブ、オールスパイ ス、オレア・ウツディアナ、カシュー ナツツ、カッシネ・シユヴァインフ ルティアナ、キウイフルーツ、きぼ なきようちくとう、きんきじゆ、ク クミス・ディップサケウス、くさとベ ら、グルーラ・トリコカルパ、コツ キニア・ミクロフィラ、コラロカル ブス・エリップチクス、これんし・ざ くる、サラシア・エレガニス、ジャ ボチカラ、スカエウォラ・ブルミエ ム、フイリキウム・デキピエンス、 フェイジョア、ブティア・エリオス バタ、ブティア・カピタタ、フラゲ ラリア・グイネエンシス、フルエツ	(略)	

別表二(第九条関係)

地 域	植 物	備考 (対象とする 検疫有害動植物)	改 正 前
一 (略)	アキニ、アコカンテラ・オッポシ ティフオリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド(付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く)、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンティロアエ、アンティデス マ・ウエノスマ、ウイクストロエミ ア・フイリレイフオリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カベンシス、オクシアンツス・ ザンダエバリクス、オビリア・アメ ンタケア、オリーブ、オールスパイ ス、オレア・ウツディアナ、カシュー ナツツ、カッシネ・シユヴァインフ ルティアナ、キウイフルーツ、きぼ なきようちくとう、きんきじゆ、ク クミス・ディップサケウス、くさとベ ら、グルーラ・トリコカルパ、コツ キニア・ミクロフィラ、コラロカル ブス・エリップチクス、これんし・ざ くる、サラシア・エレガニス、ジャ ボチカラ、スカエウォラ・ブルミエ ム、フイリキウム・デキピエンス、 フェイジョア、ブティア・エリオス バタ、ブティア・カピタタ、フラゲ ラリア・グイネエンシス、フルエツ	(略)	

ゲア・ウイロサ、ブルケア・フェル
ギネア・ベルベリス・ホルステイー、
ベンタロバロビリラ・ウンベルラ
タ、ボウレリア・ペティオラリス、
ボボー、ボリスファエリア・パル
ウイフォリア、マメーリンゴモノ
ドラ・グランディディエリ、ランブ
ロタムヌス・ザングエバリクス、リ
ゆうがん、ルディア・マウリティア
ナ、れいし、いちじく属植物、イン
ガ属植物、いんげん属植物、ヴァン
グエリア属植物、かき属植物(付表
第四十一に掲げるものを除く)、カ
リツサ属植物、くるみ属植物、くわ
属植物、コッコロバ属植物、コーア
ノキ属植物、すぐり属植物、すのき
(こけもも)属植物、とけいそう属
植物、ドビアーリス属植物、ドリベ
テス属植物、なつめ属植物、にんめ
んし属植物、ばしよう属植物(成熟
していないバナナの生果実を除
く)、パパイヤ属植物(付表第一に
掲げるものを除く)、ばんじろう属
植物、ばんのき属植物、ばんれいし
属植物、ひいらぎとらのお属植物、
びやくだん属植物、ふうちようぼく
属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植
物(付表第三、第五十四及び第五十
九に掲げるものを除く)、ふともも
属植物、マチン属植物、マンゴウ属
植物(付表第二、第三十六、第四十
三、第五十一及び第五十三に掲げる
ものを除く)、もちのき属植物、も
たまな属植物、ユーチニア属植物、
わた属植物、あかつつ科植物、さぼ
てん科植物(イエロー・ピタヤ及び
ロセレウス・ボリリズスを除く)、
なす科植物(付表第三及び第四十二
に掲げるものを除く)、ばら科植物
(付表第三及び第三十一に掲げるも
のを除く)及びみかん科植物(付表

ゲア・ウイロサ、ブルケア・フェル
ギネア・ベルベリス・ホルステイー、
ベンタロバロビリラ・ウンベルラ
タ、ボウレリア・ペティオラリス、
ボボー、ボリスファエリア・パル
ウイフォリア、マメーリンゴモノ
ドラ・グランディディエリ、ランブ
ロタムヌス・ザングエバリクス、リ
ゆうがん、ルディア・マウリティア
ナ、れいし、いちじく属植物、イン
ガ属植物、いんげん属植物、ヴァン
グエリア属植物、かき属植物(付表
第四十一に掲げるものを除く)、カ
リツサ属植物、くるみ属植物、くわ
属植物、コッコロバ属植物、コーア
ノキ属植物、すぐり属植物、すのき
(こけもも)属植物、とけいそう属
植物、ドビアーリス属植物、ドリベ
テス属植物、なつめ属植物、にんめ
んし属植物、ばしよう属植物(成熟
していないバナナの生果実を除
く)、パパイヤ属植物(付表第一に
掲げるものを除く)、ばんじろう属
植物、ばんのき属植物、ばんれいし
属植物、ひいらぎとらのお属植物、
びやくだん属植物、ふうちようぼく
属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植
物(付表第三、第五十四及び第五十
九に掲げるものを除く)、ふともも
属植物、マチン属植物、マンゴウ属
植物(付表第二、第三十六、第四十
三、第五十一及び第五十三に掲げる
ものを除く)、もちのき属植物、も
たまな属植物、ユーチニア属植物、
わた属植物、あかつつ科植物、さぼ
てん科植物(イエロー・ピタヤ及び
ロセレウス・ボリリズスを除く)、
なす科植物(付表第三及び第四十二
に掲げるものを除く)、ばら科植物
(付表第三及び第三十一に掲げるも
のを除く)及びみかん科植物(付表

二十七 (略)	(略)
二十七 (略)	(略)

付表
一・七十七 (略)
七十八 モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクレタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十七 (略)	(略)
二十七 (略)	(略)

（植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第二条 植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。
第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十三」を「第八十四」に、「第八十二」を「第八十三」に、「第八十五」を「第八十六」に、「第八十」を「第八十一」に、「第七十八」を「第七十九」に、「第七十九」を「第八十」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十四」を「第八十五」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十五」を「第八十六」に改める。
第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十七の次に次のように加える改正規定中同表の付表第八十六を同表の付表第八十七とし、同表の付表第七十八から同表の付表第八十五までを一表ずつ繰り下げる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。